

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター室内機3台室外機3台修理作業(2,149,200円)」については、工事請負費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。</p> <table border="1" data-bbox="608 661 1528 934"> <thead> <tr> <th data-bbox="608 661 1068 730">【支出科目(誤)】</th> <th data-bbox="1068 661 1528 730">【支出科目(正)】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 730 1068 934">                     (款) 総務費                      (項) 府民文化費                      (目) 文化振興費  <u>(節) 委託料</u> </td> <td data-bbox="1068 730 1528 934">                     (款) 総務費                      (項) 府民文化費                      (目) 文化振興費  <u>(節) 工事請負費</u> </td> </tr> </tbody> </table>	【支出科目(誤)】	【支出科目(正)】	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 委託料</u>	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 工事請負費</u>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>                      (予算の執行及び事故繰越し)                      第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。                      三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (歳入歳出予算の款項目節の区分)                      第9条                      2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。</p> <p><b>【会計事務の手引】</b>                      第4章 支出                      第9節 節の説明及び事務手続上の留意点                      14 工事請負費                      工事請負費は、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転及び除却の工事等に要する経費で、工事請負契約により行うものをいいます。</p> </div>	<p>検出事項について、原因は当初は指定管理者に委託する管理運営業務の中で実施する予定であったが、府の直接の執行で対応することになり、工事請負費として執行すべきところ、節流用の手続を行っていなかったことである。</p> <p>室内において、会計事務の手引や会計事務マニュアルの内容について改めて周知するとともに、複数人でのチェック体制を徹底するなど、適正な事務処理を行う。</p>
【支出科目(誤)】	【支出科目(正)】						
(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 委託料</u>	(款) 総務費 (項) 府民文化費 (目) 文化振興費 <u>(節) 工事請負費</u>						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年6月11日から同年8月31日まで)